

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 1 防犯・防災対策の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
45	市民の防犯意識の向上	◎防犯まちづくりの推進
46	地域連携による防犯パトロールの推進	
47	防犯に役立つ施設整備の推進	
48	家族・地域住民・市が一体となった防災対策の実施	◎防災まちづくりの推進
49	自治会等の組織の活性化	
50	防災教育の推進	
51	風水害対策の充実	
52	防犯・防災情報の収集・発信、共有化、活用	
53	市の防災体制の強化	
54	防災拠点の整備	
55	災害時要支援者対策の検討	◎消防体制の充実
56	地域における消防体制の充実	

2) 基本方針

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、市、警察、地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯灯等の設置及び適正な維持管理等、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助^{※1}」が連携し、地域の防災力向上に取り組みます。また、地域の消防の拠点整備や消防団員の確保等による消防体制の充実、近年増加する救急需要への対応に向けた救急救命体制の充実等を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■防犯・防災対策の推進	◎防犯まちづくりの推進	・安全安心メール「まめメール」 ・防犯体制、防犯活動の推進 ・防犯灯、防犯カメラの整備 ・空き家の適正管理の指導

※1 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

基本方針	施 策	主な事業
	◎防災まちづくりの推進	・住宅防火対策の推進 ・水質事故等における大規模断水対策の推進 ・防災情報ネットワークの活用 ・武力攻撃災害等に対する取組 ・備蓄の推進 ・排水機場の運転・管理 ・水防対策の強化 ・自主防災組織の育成 ・避難行動要支援者支援計画の推進
	◎消防体制の充実	・救急業務の高度化 ・市民と消防団の連携 ・予防査察体制の充実 ・応急手当の普及啓発活動の推進 ・消防車両の充実強化 ・消火栓・防火水槽の整備 ・消防団拠点施設の整備 ・消防団用装備等の整備 ・消防団の活性化

4) 施策の内容

◎防犯まちづくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。あわせて、防犯灯や防犯カメラの整備を促進し、防犯力の向上を図ります。

また、安全安心メール「まめメール」により不審者情報を配信することで、情報を共有し、家庭・学校・地域が連携して子どもたちの見守りを推進するとともに、子どもたちの安全に対する意識の高揚や安全安心な社会環境を推進します。

空き家について、適正管理を指導するとともに、空き家バンク制度※¹の周知を行い、空き家の有効活用を推進します。

【主な事業】

- ・安全安心メール「まめメール」
- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- ・空き家の適正管理の指導

【市民等に期待される役割】

- ・子どもたちを犯罪から守るための家庭、学校、地域の連携協力
- ・自主防犯組織への積極的な参加
- ・空き家の適正管理

※¹ 空き家バンク制度…空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて、当該空き家等に関する情報を、登録して公表し、空き家等に居住することを希望する者に紹介する制度

◎防災まちづくりの推進

災害から、市民の生命、財産を守るため、防災、減災対策に取り組みます。野田市地域防災計画に基づき、情報収集・伝達、避難対策、応急対策等の強化、防災備蓄品の充実等を図ります。

水質事故等により大規模な断水が発生した場合は、迅速に広報や応急給水を行うための対策を推進します。

水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備を推進します。また、国に対し利根川・江戸川の堤防強化について、流域自治体と連携を取りつつ引き続き要望していきます。

また、洪水ハザードマップ^{※1}を活用し、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供します。

過去の災害の教訓から、行政による公助だけでは全ての被災者を迅速に支援することには限界があります。災害に対しては、自分自身の命は自分で守る自助が重要になることから、住民の防災意識を高め、各家庭おける循環備蓄や分散避難の必要性を認識し、事前に一人一人が災害時に自分自身が取る避難行動を時系列に決めておく（マイタイムライン）など、平常時から自主的な災害への心構えを養い防災意識の向上を図ります。

地域においては、災害時に共に助け合う共助による防災体制として、自主防災組織設立を推進するとともに、自主防災組織設立時に防災資機材の購入費用を助成し、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となった防災力の向上を図ります。

また、平常時からの情報提供を行うことで必要な情報を共有し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の取組の推進に努めます。

加えて、住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置促進及び住宅で使用する火気器具等の使用実態にあった防火指導を実施します。

【主な事業】

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

【関連する野田市の計画】

- ・水道ビジョン野田
- ・水道事業短期マネジメント計画

^{※1}洪水ハザードマップ…河川が大雨によって氾濫し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果の例に基づいて、浸水する範囲及びその程度並びに避難場所を示した地図

- ・野田市地域防災計画
- ・野田市耐震改修促進計画
- ・野田市水防計画
- ・野田市避難行動要支援者支援計画

【市民等に期待される役割】

- ・住宅用火災警報器の設置
- ・応急給水活動への理解と協力
- ・非常用の食料、水、備品等の最低限の備蓄
- ・自分の身は自分で守る「自助」の意識を持つこと
- ・防災意識の高揚
- ・自主的な防災体制づくり
- ・防災訓練等への積極的な参加
- ・個人宅の雨水浸透枳設置の推進
- ・避難行動要支援者支援計画に対する理解と協力

◎消防体制の充実

市民を火災その他の災害から守るため、火災予防上の危険を排除し、災害を未然に防止できるように予防査察体制の充実を図ります。また、複雑多様化する災害に対応すべく、消防車両の充実強化、消火栓・防火水槽の整備を進めます。

救急業務においては、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成・救急業務の高度化を進めるとともに、応急手当の普及及び啓発活動の推進を図ります。

消防団活動体制については、地震及び風水害等の各種災害対策等、地域の防災力を高めるため、消防団員の確保に努め市民と消防団が連携し地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

【市民等に期待される役割】

- ・地域防災力の充実強化（消防団への加入等）への理解と協力

5) 指標・目標値

◎防犯まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	100%

◎防災まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主防災組織の組織率	大規模な災害が発生した場合に備えて、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。	46.4%	80%
住宅用火災警報器の設置率	住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。	72.4%	100%

◎消防体制の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
救急救命士数	救急救命士の養成目標人数	28 人	38 人
消防団員数	消防団員確保の目標人数	763 人	860 人
公共施設への A E D の配備率	公共施設 101 か所への A E D の配備を進めます。	71.3%	100%
予防査察執行率	防火対象物、危険物施設の火災危険を排除するため、計画的に査察を執行し予防査察体制の充実を図ります。	20.3%	50%

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 2 安全で快適な都市基盤の整備

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
57	子どもの交通安全の推進	◎交通安全の推進
58	交通ルール・マナーの徹底	
59	道路交通網の整備	◎道路交通体系の整備
60	歩行者にやさしい歩道整備	
61	道路の維持管理の推進	
62	美しい街路樹の創出と維持管理	◎魅力ある景観の形成
63	歴史的な街並みの保存	
64	公園の有効利用と維持管理	◎地域による公園等利活用の促進
65	道路等のインフラ整備による移動利便性と都市魅力の向上	◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保
66	歩行者・自転車の交通環境の向上	
67	個性と魅力あふれる市街地の形成	◎個性と魅力あふれる市街地の形成

2) 基本方針

歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生しています。市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した交通環境の整備に取り組むとともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものです。そのため、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めます。また、道路や橋梁の劣化・老朽化が進んでいることから、長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕を進め、維持管理に努めます。加えて、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実を図ります。

既存の市営住宅に関しては、長期的・計画的に維持管理を進めるとともに、バリアフリー化を進めます。また、老朽化した住宅の管理戸数を減らして民間賃貸住宅や空き家バンク制度等の活用を検討するなど、既存住宅の有効活用を進めます。

野田市には、多くの歴史的資源や豊かなみどりが存在しており、そのような資源やみどりを活かした魅力ある街並みや景観の形成によって、美しく暮らしやすい野田市のまちづくりを進めます。また、宅地開発や土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が進められた地域がある一方で、道路や下水道等の都市基盤が不十分な状況で市街化が進んだ地域や無秩序に市街地が形成された地域もあることから、都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、地域特性や地域住民の意向等を踏まえて、他市にない個性や魅力のある市街地の形成を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■安全で快適な都市基盤の整備 	◎交通安全の推進	- 交通安全団体への支援 - 交通安全指導の充実
	◎道路交通体系の整備	- 千葉北西連絡道路の整備促進 - 県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進 - 県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進 - 県道結城野田線の整備促進 - 県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進 - 県道川間停車場線の整備促進 - 県道我孫子関宿線の整備促進 - 東西に連絡する道路の整備促進 - 県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進 - 都市計画道路中野台中根線の整備 - 都市計画道路堤台柳沢線の整備 - 都市計画道路清水公園駅前線の整備 - バリアフリーの推進 - 市道の整備
	◎魅力ある景観の形成	- ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 - 街路樹の整備 - 公共事業による積極的な景観形成 - 景観計画の策定及び景観条例の制定 「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）
	◎地域による公園等利活用の促進	- 身近な公園、緑地等の整備 - 総合公園の整備
	◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	- 連続立体交差事業の促進 - 愛宕駅周辺地区のまちづくり - 野田市駅西土地区画整理事業 - 梅郷駅西土地区画整理事業 - 市営住宅維持管理修繕事業 - 住宅改修支援事業 - 民間賃貸住宅居住支援事業 - 透水性舗装の推進 - 市道の維持修繕事業の推進 - 交通安全施設の整備 - 私有道路敷舗装の推進 - 歩道・自転車通行帯等の整備 - 道路台帳の電子化
	◎個性と魅力あふれる市街地の形成	- 次木親野井特定土地区画整理事業 - 台町東特定土地区画整理事業 - 駐輪場の整備 - 土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）

4) 施策の内容

◎交通安全の推進

市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちにするためには、市民一人一人が交通マナーやルールを守ることが重要です。

そのため、交通安全団体への支援を行うとともに、交通安全教室等を開催し、交通安全知識の普及を図ります。

【主な事業】

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

【市民等に期待される役割】

- ・交通安全教室への積極的な参加
- ・交通ルールを守る意識の高揚と交通マナーの向上

◎道路交通体系の整備

周囲を河川に囲まれた野田市においては、国及び県が所管する河川橋梁や幹線道路は、他県へのアクセスや物流、産業等に重要な道路であることから、県境の渋滞問題の解消や緊急輸送路等の保持に向けた、十分な道路整備や維持管理を国、県に強く要望します。

また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備を推進します。

そして、野田市の外郭環状道路網を形成する、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。

加えて、幹線道路等の交通ネットワークが有効に機能するように維持管理を行います。

【主な事業】

- ・千葉北西連絡道路の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道の整備

【関連する野田市の計画】

- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市エンゼルプラン第5期計画

【市民等に期待される役割】

- ・道路整備への理解と協力

◎魅力ある景観の形成

野田市の伝統文化や文化遺産等の意義、価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりにより、快適で心地よい生活環境の実現に向けて整備等を進めます。

街路樹は、みどりの創出、道路の景観向上、更には防火等の機能も果たしていることから、街路樹の適正な管理を行い、街並みの良好な景観の維持を図るとともに、みどりの保全や創出に向けた緑化を推進します。

水辺景観や田園景観の保全等の自然・地形を活かした景観形成や、野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成、点在する身近な歴史的資源の保全と活用等、歴史・文化・産業の蓄積を活かした景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。また、公共施設の改良の際も、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を実践することにより、景観の方向性を広く市民に示します。

なお、環境に配慮した街路樹の整備や野田市の特性を活かした道路整備等においては、時代のニーズに適應した合理的な整備を推進します。

【主な事業】

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）

【関連する野田市の計画】

- ・景観形成計画

【市民等に期待される役割】

- ・文化財保護への理解と協力
- ・街路樹の樹種の選定や管理への積極的な参加
- ・景観計画策定への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎地域による公園等利活用の促進

公園は、市民の憩いの場として、また、子どもたちが安全・安心に遊べる場として都市における貴重な空間となっています。そのため、今後も公園機能の維持・増進を図るよう適正な管理を行います。また、市民の多様なスポーツレクリエーション等のニーズに対応するため、総合公園やスポーツ公園等の整備も行います。

【主な事業】

- ・身近な公園、緑地等の整備
- ・総合公園の整備

【市民等に期待される役割】

- ・公園等の積極的な活用及び管理

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。これによって、中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図り、ゲリラ豪雨等への安全性を確保します。また、歴史的資源や自然環境を活かしながら他市にない魅力的なまちづくりを推進します。

なお、現在の国の下水道施設設置基準（時間雨量 50 ミリ）を上回る近年の異常気象によるゲリラ豪雨等については、被害軽減を行うための地域に応じた対策（調整池等）を行います。

生活に密着した道路における拡幅整備やボトルネック※¹の解消等を推進するとともに、便利で快適な生活の実現のため、日常生活に身近な生活道路として、人や環境への優しさを配慮しながら、市道の整備点検を推進します。また、管理橋梁の老朽化等に伴い、橋梁長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕も進めます。

自転車については、安全な通行が可能となるような自転車通行空間の確保に向けた検討を行い、通行帯等の整備を進めます。

既存の市営住宅を適切に維持するためには、長期的・計画的に維持管理し、長寿命化を図るとともに、高齢者等に配慮したバリアフリー化を進める必要があります。新たな市営住宅の供給については、住宅を取り巻く環境が市営住宅を建設していた当時とは大きく変わり、市営住宅の応募倍率は近年下がっています。このような状況を踏まえ、市営住宅の供給という役割も薄れている状況から、老朽化した住宅の管理戸数を減らし、民間賃貸住宅や空き家バンク制度の活用等を検討します。

住まいに関する相談窓口において、高齢者や障がい者のための住宅改修等の相談や、耐震相談、耐震改修の助成等、住宅の安全性や質の向上を目的とした住宅支援を進めます。

住宅市場において自力では適正な居住水準を確保できない世帯の安定を図るためには、住宅セーフティネットの構築を図ることも重要です。そのため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業により、ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で、家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」等の理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供や連帯保証人がいない場合の支援等を行うことにより、入居の機会の確保及び入居後

※¹ ボトルネック…道路の幅が急に細くなるなど、車の流れが阻害されること。

の安定した居住の継続を支援します。また、民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業により緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等や配偶者からの暴力による被害女性世帯で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者の方に対して賃貸契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を支援します。

【主な事業】

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

【関連する野田市の計画】

- ・野田市国土強靱化地域計画
- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市都市計画マスタープラン
- ・野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・社会資本総合整備計画（土地区画整理事業）

【市民等に期待される役割】

- ・駅前広場や駅前線整備への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎個性と魅力あふれる市街地の形成

野田市の地域特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した秩序ある安全かつ快適な市街地整備を図るため、土地区画整理事業による公共施設の整備改善等を行うとともに地区計画により、無秩序な市街地形成を抑制し、計画的な市街地を整備します。

また、駅周辺の放置自転車の解消を図るため、駐輪場の整備も進めます。鉄道利用者の多くが自転車を利用していることから、市内鉄道各駅の今後の整備を計画的に推進します。

【主な事業】

- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・駐輪場の整備
- ・土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）

【市民等に期待される役割】

- ・周辺環境と調和した健全で良好な住宅地整備への理解と協力
- ・自転車利用のモラルの向上
- ・放置自転車対策への理解と協力

5) 指標・目標値

◎道路交通体系の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
県道（主な事業 5 路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる県道 5 路線（我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、川藤野田線、結城野田線）の整備の進捗状況を表す指標です。	44.9%	100%
市道（主な事業 4 路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる市道 4 路線（中野台中根線、堤台柳沢線、清水公園駅前線、船形吉春線）の整備の進捗状況を表す指標です。	55.4%	100%

◎魅力ある景観の形成

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
新設・既存街路樹（高木）の本数（累計）	今後新設される街路樹は 198 本、既存の街路樹は 6,017 本ありますが、立ち枯れ等により本数が減少しますので、本数を極力減らさないよう補植し維持管理します。	6,017 本	6,215 本
標柱、解説板の設置数（累計）	文化財の周知、見学者への利便性を高めるための解説板、標柱の設置数	解説板 15 基 標 柱 45 基	解説板 24 基 標 柱 54 基

◎地域による公園等利活用の促進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
公園等の面積（市民一人当たりの公園等の面積）	公園等とは、公園、緑地、緑道のことで、その面積を土地区画整理事業や民間の開発行為に伴い適切に設置させ、増加を図ります。なお、市民一人当たりの公園等の面積は、既に市の条例で定められた標準値 10.0 m ² /人を上回っています。	193.39ha (12.37 m ² /人)	195.84ha (12.89 m ² /人)

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
野田市駅西土地 区画整理事業の 進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	8.7%	100%
愛宕駅東口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%
愛宕駅西口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%
連続立体交差事 業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%
梅郷駅西土地 区画整理事業の 進捗率	梅郷駅西土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 3 公共交通の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
68	まめバス等の交通機関の充実	◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実
69	東武野田線の複線化の実現	
70	東京直結鉄道について	
71	鉄道の整備・改善による基幹的な移動手段の確立による利便性の高いまちづくり	
72	市内バス網の整備による誰もが気軽に移動できる交通手段の整備	

2) 基本方針

野田市は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また市内を走る唯一の鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上が課題となっています。

そのため、東京直結鉄道（地下鉄 8 号線）の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組みます。あわせて、誰もが気軽に市内を移動できる交通手段を確保するために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し・充実を図ります。また、公共交通機関の利用は環境負荷の低減につながる効果もあることから、利便性の高い公共交通の充実を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■公共交通の充実   	◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	・東京直結鉄道の整備促進 ・鉄道建設基金の積立 ・東武野田線の複線化の促進 ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等 ・バス路線の維持・整備

4) 施策の内容

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、他の公共事業との連携を見据えつつ、事業主体、建設費及び財政負担等について関係機関との協議を進め、事業化に向けて更なる計画の深度化を図ります。また、事業化への条件を満たすために補助獲得等に関して関係機関への働きかけを強化します。なお、鉄道建設のための基金については、財政見通しを考慮しつつ積立を行います。さらに、検討調査の結果を踏まえ、整備主体の設立、営業主体の調

整を行い、事業化の推進を図ります。

東武野田線の全線区間のうち、春日部駅－運河駅間だけが複線化が決定されていません。連続立体交差事業や清水公園駅周辺等の沿線まちづくりが進む中、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるように関係機関に働きかけるとともに、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として「梅郷駅－運河駅間の複線化」の早期実現を目指します。

市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、地域のニーズを踏まえた更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。

市民の日常生活の利便性の向上のため、路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等について検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。

【主な事業】

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立て
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等
- ・バス路線の維持・整備

【市民等に期待される役割】

- ・東京直結鉄道の整備への理解と協力
- ・東武野田線の複線化の促進への協力
- ・東武野田線の積極的な利用
- ・路線バス・まめバスの積極的な利用

5) 指標・目標値

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
まめバス利用者数	まめバスの年間利用者数	306,765 人	320,000 人
民間バス路線数	民間バス事業者が市内を運行するバス路線数	16 路線	16 路線